主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人等の負担とする。

理 由

本件特別抗告状には、抗告理由として再抗告状の記載を引用する旨記載するが、かかる引用は許されないから、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告人等の負担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

昭和二九年四月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長	長裁判官	霜	Щ	精	
	裁判官	栗	Щ		茂
	裁判官	小	谷	勝	重
	裁判官	藤	田	八	郎
	裁判官	谷	村	唯一	郎